

松 契 一 般 第 382 号
令 和 8 年 1 月 16 日

松戸市建設工事制限付き一般競争入札（総合評価方式）の実施について

財務部 契約課

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

また、本入札は電子入札システム（ちば電子調達システム）を使用して、電子入札の方法により執行する。

※本工事は、「松戸市労働環境調査モデル工事施行要綱」に基づく労働環境把握の調査を行う工事である。詳細事項については「松戸市労働環境調査モデル工事施行要綱」を参照すること。

※本工事は、「松戸市営繕工事週休2日工事試行実施要領」に基づく週休2日制適用工事である。

発注方式は「発注者指定方式」とする。

その他詳細事項については「松戸市営繕工事週休2日工事試行実施要領」を参照すること。

※本工事は、松戸市が指定する電子契約サービスを用いた電子契約の対象案件である。
電子契約を希望する場合は、「電子契約利用申出書」に必要事項を記入のうえ、「11 申請に関する事項 (3) 提出書類」と併せて電子入札システムにより書類を提出すること。

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1 工事名称 | 松戸市二十世紀が丘消防署建設電気設備工事 |
| 2 工事場所 | 松戸市二十世紀が丘梨元町1番、2番 |
| 3 工事期間 | 契約締結日の翌日から令和9年8月2日まで |
| 4 工事概要 | 松戸市二十世紀が丘消防署の新築工事に伴う電気設備工事を行う。
(1) 電灯設備
(2) 動力設備
(3) 受変電設備
(4) 発電設備
(5) 構内交換設備
(6) 映像・音響設備
(7) 拡声設備
(8) 誘導支援設備
(9) テレビ共同受信設備
(10) 防犯・入退室管理設備
(11) 火災報知設備
(12) 構内配電線路
(13) 構内通信線路 |
| 5 予定価格 | 金 204,100,000円（税抜き） |
| 6 低入札価格調査基準価格あり | ・ 失格基準価格あり（税抜き） |
| ※積算は松戸市低入札価格調査実施要綱による。 | |
| 7 工事担当部課 | 街づくり部 建築保全課 |
| 連絡先 | 047-366-7367 |

8 入札方法

本工事は、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

なお、技術資料は入札と同時に電子入札システムにより提出する「同時提出型」とする。

9 入札参加資格要件

入札参加者は、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出された書類については書換え、引換え等することは原則できないので、確認してから申し込むこと。また、資格要件を満たしていない者が入札に参加しても落札することはできません。

(1) 令和6・7年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本工事の公告の日から落札者決定日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 令和6・7年度電気工事の格付けがAランクであること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

※ 下請総額5,000万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。

(4) 松戸市内に本店を有すること。

(5) 技術者は次に掲げる要件を満たし配置できること。

ア 専任できる主任技術者又は監理技術者を配置すること。（ただし、下請総額が5,000万円以上の場合は監理技術者に限る。）

※建設業法第26条及び同法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定に基づき技術者を配置すること。

※本案件は、特例監理技術者の配置を不可とする。

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）である者

ウ 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の配置技術者は専任とし、現場代理人との兼任は認めない。

エ 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、松戸市低入札価格調査実施要綱第6条第9号の要件に該当する場合は、配置技術者の1名増員を義務付ける。

(6) 現場代理人の兼任を認める工事について

本工事は、「松戸市建設工事の現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領」に基づき、現場代理人の兼任対象外工事とする。

(7) 過去10年以内に工事が完了し、引渡しの済んだ公共工事で電気工事を元請けとして施工した実績を有すること。

(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。

ア 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

才 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

力 事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者

キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

(9) 社会保険等の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

10 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 評価方法を特別簡易型とする。

イ 「標準点」を100点とし、「加算点（評価点の合計）」の満点を27点とする。

ウ 「加算点」の算定方法は、下表（2）の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計点」を「加算点」として与える。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	満点計	評価基準	評価点
ア 同種工事の施工実績（企業） ・過去10年間（※1）の公共工事（※2）における「新築・増築・改築に伴う工事（電気工事）」を元請けとして施工し引渡しの済んだ工事の施工実績	1点	あり	1点
		なし	0点

イ 工事成績（企業） ・本市（本市公営企業を含む）が発注した工事における過去2年度間（※3）の「電気工事」での工事成績評定点の平均点（請負代金額500万円以上）	6点	80.0点以上	6点
		80.0点未満77.5点以上	5点
		77.5点未満75.0点以上	4点
		75.0点未満72.5点以上	3点
		72.5点未満70.0点以上	2点
		70.0点未満65.0点以上または実績なし	0点
		65.0点未満	-4点
ウ 優良工事等表彰（企業） ・過去2年度間（※3）の本市・国・都道府県における「電気工事」の優良工事等表彰実績	1点	あり	1点
		なし	0点
エ ISO認証取得（企業） ・ISO9001又はISO14001の認証取得状況 ※入札公告日現在、有効であること。 ※ISO9001認証取得については当該工事内容に即した認証範囲であること。	0点	あり	0点
		なし	-1点
オ 事故及び不誠実な行為（企業） ・過去の事故及び不誠実な行為の有無（過去2年間（※4）に本市で処分したもの） ※評価基準に複数該当する場合、評価点を累計（下限なし） ※処分の措置期間の全部又は一部が過去2年間（※4）に含まれる場合に適用	0点	なし	0点
		指名停止処分あり	-4点

力 地域での施工実績（企業） ・本市域での過去10年間（※1）の公共工事（※2）における施工実績（全ての業種）	1点	あり	1点
		なし	0点
キ 災害協定（企業） ・本市との災害協定の締結の有無 ※入札公告日現在、有効であること。	1点	あり	1点
		なし	0点
ク 災害活動実績（企業） ・本市域での過去2年度間（※3）に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間における本市・千葉県（出先機関は、東葛飾土木事務所）との災害協定に基づく災害活動実績	1点	あり	1点
		なし	0点
ケ ボランティア実績（企業） ・本市域での過去2年度間（※3）に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間における地域活動の実績 ※当事者以外の第三者が証明している活動	1点	あり	1点
		なし	0点
コ 災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定（企業） ・国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無 ※入札公告日現在、認定されていること	1点	あり	1点
		なし	0点

サ 同種工事の施工実績（配置予定技術者） ・過去10年間（※1）の公共工事（※2）における「新築・増築・改築に伴う工事（電気工事）」を元請けとして施工し引渡しの済んだ工事の施工実績 ※主任・監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、現場代理人のいずれかとして従事した工事	1点	あり	1点
		なし	0点
シ 工事成績（配置予定技術者） ・本市（本市公営企業を含む）が発注した工事における過去4年度間（※5）の「電気工事」での工事成績評定点の平均点（請負代金額500万円以上） ※主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として従事した工事	6点	80.0点以上	6点
		80.0点未満77.5点以上	5点
		77.5点未満75.0点以上	4点
		75.0点未満72.5点以上	3点
		72.5点未満70.0点以上	2点
		70.0点未満65.0点以上または実績なし	0点
		65.0点未満	-4点
ス 技術者所持資格（配置予定技術者） 一級電気工事施工管理技士	1点	資格あり	1点
		なし	0点
セ 優良工事等表彰（配置予定技術者） ・過去4年度間（※5）の本市・国・都道府県における「電気工事」の優良工事等表彰において、主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として携わった実績 ※従事期間の所属会社は問わない	1点	あり	1点
		なし	0点

ソ 継続教育の取組（配置予定技術者） ・継続教育C P D又はC P D Sの取組状況 【5年間の推奨単位の取得】 過去5年度間（※6）に、当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に、各団体が推奨する5年間の学習単位（1年間に推奨する学習単位の5年分）を取得しているもの 【1年間の推奨単位の取得】 過去1年度間（※7）に、当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間において各団体が推奨する1年分の学習単位を取得しているもの ※ 運営団体は、下記のいずれかの団体 ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会 ・（公社）日本技術士会 ・建築C P D運営会議	2点	継続教育の証明（5年間の推奨単位）あり	2点
		継続教育の証明（1年間の推奨単位）あり	1点
		継続教育の証明なし	0点
タ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定等（えるぼし）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール）のうち、いずれかの認定の有無 ※入札公告日現在、認定されていること	1点	あり	1点
		なし	0点
チ 若手技術者又は女性技術者の配置 ・当該工事における40歳未満の技術者又は女性技術者の配置 ※入札公告日現在	2点	主任技術者又は監理技術者への配置あり	2点
		現場代理人への配置あり	1点
		配置なし	0点

※1 過去10年間とは、入札公告日の前日から遡った10年間（平成28年1月16日～令和8年1月15日）とする。

※2 公共工事とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関又はこれに準ずる機関*）、都道府県及び市区町村の発注工事とする。

* 「準ずる機関」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に該当しない下記に示す特殊法人等及び地方共同法人日本下水道事業団とする。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第2条に規定する資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人及びその設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため計画的かつ継続的に建設工事の発注を行う法人

※3 過去2年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去2年度間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

※4 過去2年間とは、入札公告日の前日から遡った2年間（令和6年1月16日～令和8年1月15日）とする。

※5 過去4年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去4年度間（令和3年4月1日～令和7年3月31日）とする。

※6 過去5年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去5年度間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）とする。

※7 過去1年度間とは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去1年度間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）とする。

※ 配置予定技術者は、松戸市制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書に記入した技術者と同一であること。なお、複数となる場合は、評価に係る資料を各自提出すること。この場合の評価は、評価点の合計が最低となる配置予定技術者の評価点とする。

※ 配置予定技術者が、同種工事の施工実績、工事成績、優良工事等表彰の評価対象期間中に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業のいずれかにより休業した場合、休業期間相当分として同種工事の施工実績、工事成績、優良工事等表彰の3項目全ての評価の対象期間に下記期間を加え評価する。

休業期間（合算）	評価対象に加える期間
1年未満	1年
1年以上 2年未満	2年
2年以上	3年

※ 技術資料各様式の注意事項についても、確認すること。

(3) その他

「松戸市建設工事の現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領」第4条第3項及び第9条により、現場代理人及び主任（監理）技術者の変更が認められた場合においては、その交代による技術者に係る評価点の合計が担保できないときは工事成績評定にある考查項目「法令遵守等」の「総合評価項目不履行による減点」として、工事成績評定点を3点減ずる。

11 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申込みをすること。

(1) 申請期間

令和8年1月16日	午前8時30分から
令和8年1月29日	午前11時まで

(2) 申請方法

電子入札システムにより申請すること。

(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>)

(3) 提出書類

電子入札システムにより、下記の書類を1つのPDFファイルにまとめて提出すること。但し、パソコン等の不具合により電子入札システムより書類を提出できない場合のみ、直接、松戸市財務部契約課（松戸市役所新館9階）窓口へ提出すること。

なお、市指定用紙とあるものについては、松戸市ホームページからダウンロードすること。

※ 電子入札システムによる提出の場合、下記ア・イ・ウの書類の押印については、電子証明書が実印と同等の機能を有するので不要とする。

ア 松戸市制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（市指定用紙）

※ 特例監理技術者等の配置に係る取扱基準に基づき、特例監理技術者を配置する場合は、特例監理技術者の兼任届（様式1号）を提出すること。

イ 連合等不正行為に伴う誓約書（市指定用紙）

ウ 電子契約利用申出書（市指定用紙）

エ 特定関係調書（市指定用紙）

※ 令和7年度に1度提出している場合、2回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。

オ 配置予定技術者の資格証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）を示す書類（※）

（※）原則として、公的機関が発行した次のいずれかの書類の写しを提出すること。

健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書、雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書、登記事項証明書の役員名簿欄、監理技術者資格者証

※ 特例監理技術者等の配置に係る取扱基準に基づき、特例監理技術者を配置する場合は、特例監理技術者及び監理技術者補佐と、もう一方の工事の監理技術者補佐のものを提出すること。

カ 施工実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、工事内容の記載部分）

キ その他入札参加資格要件で必要と認める書類

ク 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ケ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内に発行された以下の納税証明書の写しを提出すること。

・法人市民税（法人の場合）：直近1事業年度分

・市県民税（個人事業主の場合）：直近1年度（令和7年度）分

・固定資産税（課税されている場合のみ）：直近1年度（令和7年度）分

※ ただし、当該年度分を完納していることが確認できる納税証明書の場合には、発行日を問わない。

※ 松戸市税の滞納がある場合、入札参加の申請はできない。

12 技術資料の提出

本工事の入札参加を希望する者は、下記に示す技術資料を1つのPDFファイル（ファイル容量は10.0MB以内に収めるものとする。）にまとめ、下記期間内に電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出の場合、技術資料第1号様式「施工実績等資料提出書」の押印については、電子証明書が実印と同等の機能を有するので不要とする。

(1) 電子入札システムによる技術資料の提出期間

令和8年2月25日 午前8時30分から

令和8年3月2日 午後3時まで

(2) 提出する技術資料

- ア 施工実績等資料提出書（技術資料第1号様式）
- イ 《企業》同種工事の施工実績（技術資料第3号様式）
- ウ 《企業》工事成績（技術資料第4号様式）
- エ 《企業》優良工事等表彰（技術資料第5号様式）
- オ 《企業》ISO認証取得（技術資料第6号様式）
- カ 《企業》事故及び不誠実な行為（技術資料第7号様式）
- キ 《企業》地域での施工実績（技術資料第8号様式）
- ク 《企業》災害協定（技術資料第9号様式）
- ケ 《企業》災害活動実績（技術資料第10号様式）
- コ 《企業》ボランティア実績（技術資料第11号様式）
- サ 《企業》災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定（技術資料第13号様式）
- シ 《技術者》同種工事の施工実績（技術資料第14号様式）
- ス 《技術者》工事成績（技術資料第15号様式）
- セ 《技術者》技術者所持資格（技術資料第16号様式）
- ソ 《技術者》優良工事等表彰（技術資料第17号様式）
- タ 《技術者》継続教育の取組（技術資料第18号様式）
- チ 《企業》ワーク・ライフ・バランス関連認定制度（技術資料第19号様式）
- ツ 《企業》若手技術者又は女性技術者の配置（技術資料第20号様式）

※上記の市指定用紙については、公告期間内に当該工事の公告ページからダウンロードすること。

(3) 郵送又は託送による技術資料の提出期間等

容量不足により電子入札システムで技術資料すべてを提出できない場合は、下記提出先に電話連絡のうえ、提出期間中に電子入札システムにより技術資料第1号様式「施工実績等資料提出書」のみを提出後、電子入札システムから出力した「技術資料・入札書受信確認通知」と併せてすべての技術資料を、下記提出先に郵送又は託送するものとし、持参又はファクシミリ等による送付は受け付けない。

ただし、電子入札システムの障害等により書類を提出できない場合のみ、下記提出先に電話連絡のうえ、提出期間中に窓口へ提出することができる。

なお、その際に提出する技術資料第1号様式「施工実績等資料提出書」については押印すること。

提出期間： 令和8年2月25日 午前8時30分から
令和8年3月2日 午後3時まで（必着）

提出先： 松戸市 財務部 技術管理課
住所 〒271-8588 松戸市根本387-5 松戸市役所新館9階
電話 047-366-7308

提出方法： 郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）

提出部数： 1部

13 競争参加資格確認通知

- (1) 電子入札システムにより令和8年2月17日に通知する。
- (2) 資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、事業担当課へその詳細な理由を求めることができる。その説明を求める場合は、資格審査結果通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出することができる。
- (3) 再苦情の申し立てをする場合においては、「松戸市入札及び契約の過程並びに指名停止の措置に係る苦情処理手続要領」により苦情を申し立てすることができる。
- (4) 競争参加資格確認通知から落札者決定日までの間に第9項の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本事業の入札に参加することはできない。

14 契約条項等を示す場所

- (1) 契約書案及び設計図書等を示す場所
松戸市ホームページ
- (2) 設計図書等を示す期間
令和8年1月16日 午前8時30分から
入札参加申請期限日 午前11時まで
- (3) 設計図書等の入手方法
松戸市ホームページからダウンロードすること。
- (4) 設計図書等に関する質疑方法
設計図書等に関し質疑のある場合は、下記により質問書（市指定用紙）を提出すること。

ア 質疑提出期間

令和8年1月16日 午前8時30分から
令和8年1月29日 午前11時まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市 財務部 契約課
mcshitsugi@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和8年2月18日までに松戸市ホームページ内の「質疑回答」ページで回答を掲載する。

（質疑がない場合は掲載しない。）

15 入札方法

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額とする。

- (1) 期間 令和8年2月25日 午前8時30分から
令和8年3月2日 午後3時まで
- (2) 方法 電子入札システムによる
- (3) 添付書類 工事費内訳書（第2号様式）

設計図書の本工事費内訳書もしくは設計書に表示された項目（工事費内訳ー1から電気設備工事 科目別内訳ー5まで）と同一の内容で「科目別内訳」までを記載すること。また、「材料費」「労務費」「法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担分）」「安全衛生経費」「建設業退職金共済契約に係る掛金」についても併せて記載すること。

※詳細は「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（R8.1.1改正）を参照すること。

16 工事費内訳書の提出

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。また、再度入札を行う場合も、再度入札の金額に応じた工事費内訳書を添付すること。
- (2) 工事費内訳書は、電子入札システムにより提出することとし、ファイル容量は3.0MB以内に収めるものとする。
- (3) 工事費内訳書は、「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」によるものとする。
- (4) 松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領第5条の規定により入札が無効となる場合があるので留意すること。

※ 工事費内訳書の提出について不明な点がある場合は、質疑提出期間内に松戸市財務部契約課まで問い合わせること。

17 開札日時場所 令和8年3月19日 13時30分

松戸市役所 新館9階 入札室

18 開札立会人

全ての電子入札について、開札立会人の選定はしません。開札は入札参加該当業者を対象に公開で行うものとします。なお、開札に重大な支障を及ぼす恐れがある場合、その他公開しないことが必要であると認められた場合には非公開で行うこともあります。

19 電子入札システムの障害等について

- (1) 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができない場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがあります。
- (2) 入札参加者のシステム障害等により、電子入札システムを使用できない場合において、入札期間内に松戸市の承諾を得た場合には、紙入札をすることができる。

20 入札保証金について

入札に参加しようとする者は、松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）第129条の規定に基づき、入札保証金を納めなければならない。ただし、公告日前日から過去10年以内において同種の公共工事を元請として施工した実績を有する場合は入札保証金を免除とする。この場合、実績を確認できる書類を申込書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

21 契約保証金について

契約を締結するときは、契約金額（税込み）の100分の10以上（低入札価格調査を受けた者と契約を締結するときは、契約金額（税込み）の100分の30以上）の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、松戸市財務規則第143条第3項各号の規定により契約保証金を免除することができる。

22 入札の中止

- (1) 入札の執行は、市の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。

23 入札の無効

松戸市財務規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 内訳書の提出を条件とする入札において、内訳書の提出がない等「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」別表に該当する入札
- (5) 電子入札の場合にあっては、電子証明書を不正に使用した入札
- (6) 予定価格を事前公表している場合にあっては、予定価格を超える入札
- (7) ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札
- (8) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (9) 総合評価方式（同時提出型）において、技術資料を電子入札システムにより提出する際に、技術資料提出画面で工事費内訳書を添付した者、または、郵送又は託送による提出の際に、技術資料とともに工事費内訳書を同封して提出した者の入札
- (10) 明らかに連合であると認められる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

24 落札者の決定

- (1) 次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高いもの（以下、「最高評価値者」という。）を落札者とし、電子入札システムにて「落札者決定通知書」を通知する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札者として決定し、技術評価点に違いがない場合は、電子くじにより落札者を決定する。

ア 入札価格が、本公告に記載する予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

- (2) 本入札は低入札価格調査を設けているので、失格基準価格以上でかつ調査基準価格を下回る価格で入札した者は、第1順位者（最高評価値者）であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 総合評価による入札において落札者にならなかった者は、その理由について総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内（休日・祝日を除く。）に、松戸市財務部契約課に説明を求めることができる。この説明を求める場合は、松戸市財務部契約課にその旨を記載した書類を持参し、提出すること。
- (4) 総合評価による入札において落札者にならないと認めた理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答する。

25 低入札価格調査について

- (1) 松戸市低入札価格調査実施要綱に基づき調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回った入札に対しては、低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合は、落札の決定を保留し、その入札価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日、落札の決定があれば速やかに全入札参加者に通知する。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があり、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、開札をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に調査資料を提出しなければならない。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (6) 松戸市低入札価格調査実施要綱に基づき、失格基準価格を設定し、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。
- (7) 落札者の決定後、低入札価格調査時に提出された低入札価格調査報告書等及び低入札価格調査の内容と重点的な監督の結果内容について乖離がないか調査する。

26 落札価格の決定

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）をもって落札金額とします。

27 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

28 建設業者の社会保険等未加入対策について

落札者は、本工事の施工において、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入建設業者との一次下請契約を締結することは、原則認めないものとする。

詳細については下記を参照すること。

(http://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/nyuusatu_keiyaku/index.html)

29 支払条件

- (1) 令和7年度において支払いはない。

- (2) 当該工事における令和8年度請求については、前払金、中間前払金及び当該年度末の出来高に対する部分払とし各年度の支払限度額の範囲内で支払う。令和9年度請求については、前払金、中間前払金及びしゅん工払とする。但し、当該年度において、部分払の支払いを受けている場合は、中間前払の請求をすることができない。
- (3) 前払金は、申し出により当該年度の出来高予定額の10分の4以内で支払う。
- (4) 前払金を受け、下記要件を満たす場合は中間前払金を請求することが出来る。各年度における中間前払金の金額は、当該年度の出来高予定額の10分の2に相当する額の範囲内とし、前払金と中間前払金の合計額は、当該年度の出来高予定額の10分の6を超えることができない。
- ア 工期が2分の1を経過していること。
- イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ウ 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- エ 部分払により経費の支払いを受けていないこと。
- (5) 令和8年度における部分払は、当該年度の出来高の10分の9以内において1回以内で支払う。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前金払は、請負代金額の10分の2以内とし、また、前金払と中間前金払の合計額は、請負代金額の10分の4以内とすること。

30 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会、技術資料の作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料及び技術資料のヒヤリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で確認できない場合には、説明を求めることができる。
- (3) 提出された資格確認資料及び技術資料は、返却しない。なお、資格確認の目的以外に使用することはしない。
- (4) 原則として一般競争入札参加資格審査申請期間後に配置予定技術者を変更することは認めない。

31 入札に係る問い合わせ先

松戸市 財務部 契約課

電話 047-366-1151

FAX 047-360-1515